

(目的)

第1条 この規則は、富田林市立図書館（以下「図書館」という。）の組織、事務分掌及び処務について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 図書館には、館長及び司書をおく。

2 図書館に館長代理を置くことができる。

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、主幹、主査、司書補その他の職員をおくことができる。

第3条 前条にかかげる職にあるものは、おのおの上司の命をうけ所管事項を掌理し、所属職員を指揮、監督する。

(事務分掌)

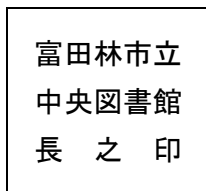
第4条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の運営管理に係る企画、調査その他業務統計調査に関すること。
- (2) 図書館資料の選択、収集、整理に関すること。
- (3) 図書館資料の分類、目録及び索引の作成に関すること。
- (4) 図書館資料の閲覧業務に関すること。
- (5) 資料の館相互貸借及びその提供に関すること。
- (6) 図書館資料の受け入れ及び除籍に関すること。
- (7) 図書館協議会及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 公文書の收受、発送保管に関すること。
- (10) 予算及び決算に関すること。
- (11) 館の管理及び庶務に関すること。
- (12) 自動車文庫に関すること。

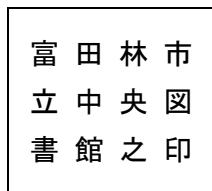
(公印)

第5条 図書館に次の公印を備え、館長がこれを保管する。

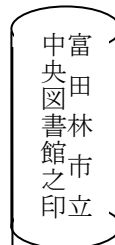
(ア) 富田林市立中央図書館



方 21mm

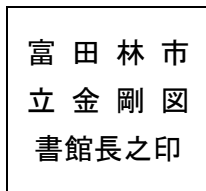


方 24mm

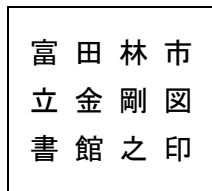


12×30mm

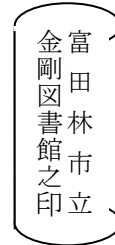
(イ) 富田林市立金剛図書館



方 21mm



方 24mm



12×30mm

(準用規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、文書の処理、職員の服務等については、富田林市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 53 年条例第 18 号）及びこれらに関するその他の諸規定を準用する。

(細則の規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、富田林市立図書館条例施行の日から施行する。

附 則（昭和 51 年教委規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年教委規則第 8 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。